

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 平成22年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成23年度	31,261,295 千円	727,373 千円	5,634,608 千円	18.0%	18.1%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B / A	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成23年度	655人	2,682,488 千円	998,022 千円	1,053,787 千円	4,734,297 千円	7,227 千円	7,066千円

(注) 職員手当には退職給与金を含みません。

イ 特記事項

なし

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成24年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	43.8歳	392,230円	607,818円
政令指定都市平均(水道事業)	44.8歳	380,961円	571,255円

(注1) 基本給は、「給料」「扶養手当」「地域手当」の合算額です。

(注2) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業		普通会計関係	
1人当たり平均支給額(平成23年度)		1人当たり平均支給額(平成23年度)	
1,608,938円		1,548,692円	
(平成23年度支給割合)		(平成23年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.35月分	2.60月分	1.35月分
(1.45月分)	(0.65月分)	(1.45月分)	(0.65月分)
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
・役職加算	5~20%	・役職加算	5~20%
・管理職加算	管理職手当の月額	・管理職加算	管理職手当の月額又は給料月額の10~15%に相当する額

(注1) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

イ 退職手当（平成24年4月1日現在）

区 分		水道事業		普通会計関係	
		自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・勸奨
支給率	勤続20年	21.5月	33.00月	21.5月	33.00月
	勤続25年	33.5月	45.50月	33.5月	45.50月
	勤続35年	47.75月	59.28月	47.75月	59.28月
	最高限度額	59.28月	59.28月	59.28月	59.28月
定年前早期退職者に対する加算措置		退職時給料月額を2～20%加算する。		退職時給料月額を2～20%加算する。	
定年・勸奨退職した職員一人当たりの平均支給額		平成23年度 2,679万円		平成23年度 2,601万円	

（注1）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した職員に支給された平均額です。

（注2）普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

ウ 地域手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（平成23年度決算）		337,788千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）		515,706円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
川崎市	12%	655人	12%

エ 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給総額（平成23年度決算）	23,607千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	69,432円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成23年度）	51.9%		
手当の種類（手当数）	3種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
作業手当	配管工事員等が当該職務に係る作業に従事したとき（同日中に従事した作業が作業手当内額の支給の対象となるときを除く。）		従事した日1日につき 甲額 330円
	1 水道施設管理課施設維持担当の職員、水運用センター管理係員、浄水場浄水係員、平間配水所員又は量水器修理員が当該職務に従事したとき。 2 水質試験又は水質検査に従事したとき。 3 配管工事員等及び下水道部職員以外の職員がずい道坑内又は大口径管内での作業に従事したとき（同日中に従事した作業が作業手当内額の支給の対象となるときを除く。）		従事した日1日につき 乙額 280円
	給水装置センター給水管係、量水器係及び北部給水管理担当並びに配水工事事務所工務係、工事係及び漏水防止係の土木職の職員又は配管工事員が午後10時から午前5時までの時間帯のうち3時間を超えて屋外作業に従事したとき（夜勤及び応援勤務として従事したときを除く。）		従事した日1日につき 丙額 990円 （土木職の職員については660円）
交替勤務手当	交替制勤務職員		夜勤1回につき 950円
滞納整理手当	滞納整理のため出張し業務に従事したとき。		従事した日1日につき800円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成23年度決算）	312,051千円
職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	514,088円
支給実績（平成22年度決算）	336,038千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	484,639円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 （平成23年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （平成23年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	・配偶者 15,300円 ・他の扶養親族 6,800円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち 1人 11,800円 ・15歳以上22歳未満の加算 5,000円	同じ。		101,375千円	261,950円
住居手当	自ら居住するため等の住宅を購入又は借受けている職員に支給する。	・持家 7,400円 ・借家 10,600円	同じ。		47,652千円	94,924円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	・交通機関を利用の場合は55,000円を限度とし運賃相当額。 ・自動車等を使用の場合は距離に応じて2,200円～24,500円 ・併用の場合は55,000円を限度とし、両方を加算した金額。	同じ。		74,568千円	124,074円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時～翌日の午前5時まで勤務する職員に支給する。	勤務1時間当たりの給与額 ×100分の25 ×勤務時間（実働時間）	同じ。		18,855千円	131,858円
管理職手当 （国では俸給の特別調整額）	管理又は監督の地位にある者に支給する。	職位に応じ、規程に定められた76,900円～116,000円	同じ。		30,312千円	1,010,400円

(2) 工業用水道事業
職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 平成22年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成23年度	6,618,697 千円	832,312 千円	903,700 千円	13.6%	14.4%

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成23年度	99人	421,127 千円	142,536 千円	166,640 千円	730,303 千円	7,376 千円	7,081 千円

(注) 職員手当には退職給与金を含みません。

イ 特記事項

なし

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成24年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
工業用水道事業	44.0歳	409,077円	543,732円
政令指定都市平均(工業用水道事業)	44.7歳	388,855円	584,233円

(注1) 基本給は、「給料」「扶養手当」「地域手当」の合算額です。

(注2) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

工業用水道事業	普通会計関係
1人当たり平均支給額(平成23年度) 1,700,410円	1人当たり平均支給額(平成23年度) 1,548,692円
(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)	(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)
(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 管理職手当の月額	(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 管理職手当の月額又は給料月額の10~15%に相当する額

(注1) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

イ 退職手当(平成24年4月1日現在)

区 分		工業用水道事業		普通会計関係	
		自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・勸奨
支給率	勤続20年	21.5月	33.00月	21.5月	33.00月
	勤続25年	33.5月	45.50月	33.5月	45.50月
	勤続35年	47.75月	59.28月	47.75月	59.28月
	最高限度額	59.28月	59.28月	59.28月	59.28月
定年前早期退職者に対する加算措置		退職時給料月額を2～20%加算する。		退職時給料月額を2～20%加算する。	
定年・勸奨退職した職員一人当たりの平均支給額		平成23年度 2,554万円		平成23年度 2,601万円	

(注1) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した職員に支給された平均額です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

ウ 地域手当(平成24年4月1日現在)

支給実績(平成23年度決算)		52,895千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)		534,298円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
川崎市	12%	99人	12%

エ 特殊勤務手当(平成24年4月1日現在)

支給総額(平成23年度決算)		3,840千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)		73,846円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成23年度)		52.5%	
手当の種類(手当数)		3種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
作業手当	配管工事員等が当該職務に係る作業に従事したとき(同日中に従事した作業が作業手当丙額の支給の対象となるものを除く。)		従事した日1日につき 甲額 330円
	1 水道施設管理課施設維持担当の職員、水運用センター管理係員、浄水場浄水係員、平間配水所員又は量水器修理員が当該職務に係る作業に従事したとき。 2 水質試験又は水質検査に従事したとき。 3 配管工事員等及び下水道部職員以外の職員が下水道坑内又は大口径管内での作業に従事したとき(同日中に従事した作業が作業手当丙額の支給の対象となるものを除く。)		従事した日1日につき 乙額 280円
	給水装置センター給水管理係、量水器係及び北部給水管理担当並びに配水工事事務所工務係、工事係及び漏水防止係の土木職の職員又は配管工事員が午後10時から午前5時までの時間帯のうち3時間を超えて屋外作業に従事したとき(夜勤及び応援勤務として従事したものを除く。)		従事した日1日につき 丙額 990円 (土木職の職員については660円)
交替勤務手当	交替制勤務職員		夜勤1回につき 950円
滞納整理手当	滞納整理のため出張し業務に従事したとき。		従事した日1日につき800円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成23年度決算）	36,072千円
職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	405,305円
支給実績（平成22年度決算）	41,788千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	449,333円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 （平成23年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （平成23年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	・配偶者 15,300円 ・他の扶養親族 6,800円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち 1人 11,800円 ・15歳以上22歳未満の加算 5,000円	同じ。		14,939千円	248,983円
住居手当	自ら居住するため等の住宅を購入又は借受けている職員に支給する。	・持家 7,400円 ・借家 10,600円	同じ。		6,939千円	90,127円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	・交通機関を利用の場合は55,000円を限度とし運賃相当額。 ・自動車等を使用の場合は距離に応じて2,200円～24,500円 ・併用の場合は55,000円を限度とし、両方を加算した金額。	同じ。		11,153千円	129,697円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時～翌日の午前5時まで勤務する職員に支給する。	勤務1時間当たりの給与額 ×100分の25 ×勤務時間（実働時間）	同じ。		6,544千円	163,620円
管理職手当 （国では俸給の特別調整額）	管理又は監督の地位にある者に支給する。	職位に応じ、規程に定められた76,900円～116,000円	同じ。		4,424千円	915,436円

(3) 下水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 平成22年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成23年度	36,883,937 千円	439,377 千円	3,440,757 千円	9.3%	9.0%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B / A	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成23年度	419人	1,681,680 千円	492,473 千円	653,070 千円	2,827,223 千円	6,747 千円	7,127千円

(注) 職員手当には退職給与金を含みません。

イ 特記事項

なし

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成24年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
下水道事業	46.0歳	383,593円	509,859円
政令指定都市平均(下水道事業)	45.4歳	391,962円	591,106円

(注1) 基本給は、「給料」「扶養手当」「地域手当」の合算額です。

(注2) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下水道事業	普通会計関係
1人当たり平均支給額(平成23年度) 1,558,642円	1人当たり平均支給額(平成23年度) 1,548,692円
(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)	(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)
(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 管理職手当の月額	(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 管理職手当の月額又は給料月額の10~15%に相当する額

(注1) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

イ 退職手当(平成24年4月1日現在)

区 分		下水道事業		普通会計関係	
		自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・勸奨
支給率	勤続20年	21.5月	33.00月	21.5月	33.00月
	勤続25年	33.5月	45.50月	33.5月	45.50月
	勤続35年	47.75月	59.28月	47.75月	59.28月
	最高限度額	59.28月	59.28月	59.28月	59.28月
定年前早期退職者に対する加算措置		退職時給料月額を2～20%加算する。		退職時給料月額を2～20%加算する。	
定年・勸奨退職した職員一人当たりの平均支給額		平成23年度 2,595万円		平成23年度 2,601万円	

(注1) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した職員に支給された平均額です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

ウ 地域手当(平成24年4月1日現在)

支給実績(平成23年度決算)		212,366千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)		506,840円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
川崎市	12%	419人	12%

エ 特殊勤務手当(平成24年4月1日現在)

支給総額(平成23年度決算)		21,415千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)		89,603円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成23年度)		57.0%	
手当の種類(手当数)		4種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
夜間特殊業務手当	水処理センター(麻生水処理センターを除く。)の職員が正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行なわれる設備の保守、管理等にかかわる緊急の対応の業務に従事したとき。		勤務1回につき 650円
用地等折衝業務手当	下水道部の職員が土地の取得、処分、収用若しくは使用、支障物等の取得、移転若しくは除去又はこれらに伴う損失補償等のため出張して行う住民等との折衝の業務に従事したとき。		従事した日1日につき 140円
汚泥処理業務等 手当	入江崎総合スラッジセンター設備系の職員が汚泥等に接触してその処理を行う業務に従事したとき。		従事した日1日につき 甲額 750円
	下水道水質課の職員(工場廃水指導の業務に従事する職員を除く。)又は水処理センター、入江崎総合スラッジセンター管理係、下水道管理事務所若しくは下水道事務所管理課の職員が汚泥等に接触してその処理を行なう業務又は毒物若しくは劇物を使用した理化学試験若しくは検査の業務に従事したとき。		従事した日1日につき 乙額 500円
危険作業手当	下水道部の職員が地上又は水面上10メートル以上の足場が不安定な箇所において行なう業務に従事したとき。		従事した日1日につき 甲額 300円
	下水道水質課の職員が毒物又は劇物を使用した試験又は検査の業務に従事したとき(同日中に従事した業務が汚泥処理業務等手当乙額の支給の対象となるときを除く。)		従事した日1日につき 乙額 140円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成23年度決算）	188,916千円
職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	499,778円
支給実績（平成22年度決算）	219,964千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	564,012円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 （平成23年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （平成23年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	・配偶者 15,300円 ・他の扶養親族 6,800円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち 1人 11,800円 ・15歳以上22歳未満の加算 5,000円	同じ。		57,660 千円	256,271 円
住居手当	自ら居住するため等の住宅を購入又は借受けている職員に支給する。	・持家 7,400円 ・借家 10,600円	同じ。		29,844 千円	93,850 円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	・交通機関を利用の場合は55,000円を限度とし運賃相当額。 ・自動車等を使用の場合は距離に応じて2,200円～24,500円 ・併用の場合は55,000円を限度とし、両方を加算した金額。	同じ。		57,319 千円	144,020 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時～翌日の午前5時まで勤務する職員に支給する。	勤務1時間当たりの給与額 ×100分の25 ×勤務時間（実働時間）	同じ。		14,312 千円	188,321 円
管理職手当 （国では俸給の特別調整額）	管理又は監督の地位にある者に支給する。	職位に応じ、規程に定められた76,900円～116,000円	同じ。		30,380 千円	1,012,680 円

(4) 自動車運送事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 平成22年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成23年度	9,131,495 千円	31,281 千円	4,457,621 千円	48.8 %	64.6 %

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B / A	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成23年度	534 人	2,089,284 千円	1,542,539 千円	825,797 千円	4,457,620 千円	8,348 千円	7,552 千円

(注) 職員手当には退職給与金を含みません。

イ 特記事項

なし

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成24年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
自動車運送事業	46.2歳	390,541円	519,094円
政令指定都市平均(バス事業)	46.7歳	371,923円	613,590円

(注1) 基本給は、「給料」「扶養手当」「地域手当」の合算額です。

(注2) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(うちバス事業運転手)

区分	公 務 員				民 間			参 考 A / B
	平均年齢	職員数	基本給	平均月収額 (A)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均月収額 (B)	
川崎市	47.1歳	383人	384,677円	511,299円	営業用バス運転手	46.8歳	446,700円	1.14
政令指定都市平均	47.0歳	497人	364,155円	606,928円				

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C / D
川崎市	6,135,588円	5,359,800円	1.14

(注1) 民間データは、「賃金構造基本統計調査」において公表されているデータを使用しています。(平成20~22年の3ヶ年平均)

(注2) 民間の類似職種との比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(注3) 平均月収額には、期末・勤勉手当(民間は年間賞与)等を含みます。

(注4) 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均月収額を1.2倍した試算値です。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

自動車運送事業		普通会計関係	
1人当たり平均支給額(平成23年度)		1人当たり平均支給額(平成23年度)	
1,546,437円		1,548,692円	
(平成23年度支給割合)		(平成23年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.35月分	2.60月分	1.35月分
(1.45月分)	(0.65月分)	(1.45月分)	(0.65月分)
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
・役職加算 5~20%		・役職加算 5~20%	
・管理職加算 管理職手当の月額		・管理職加算 管理職手当の月額又は給料月額の10~15%に相当する額	

(注1) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

イ 退職手当(平成24年4月1日現在)

区分	自動車運送事業		普通会計関係		
	自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・勸奨	
支給率	勤続20年	21.5月	33.00月	21.5月	33.00月
	勤続25年	33.5月	45.50月	33.5月	45.50月
	勤続35年	47.75月	59.28月	47.75月	59.28月
	最高限度額	59.28月	59.28月	59.28月	59.28月
定年前早期退職者に対する加算措置	退職時給料月額を2~20%加算する。		退職時給料月額を2~20%加算する。		
定年・勸奨退職した職員一人当たりの平均支給額	平成23年度 2,013万円		平成23年度 2,601万円		

(注1) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した職員に支給された平均額です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

ウ 地域手当(平成24年4月1日現在)

支給実績(平成23年度決算)		266,609千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)		499,268円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
川崎市	12%	534人	12%

エ 特殊勤務手当(平成24年4月1日現在)

支給総額(平成23年度決算)	16,221千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)	41,274円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成23年度)	73.34%
手当の種類(手当数)	1種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
中休手当	常時乗合自動車に乗務する職員	中休勤務に従事したとき	10分につき25円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成23年度決算）	726,812千円
職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	1,361,069円
支給実績（平成22年度決算）	830,861千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	1,507,914円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 （平成23年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （平成23年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	・配偶者 15,300円 ・他の扶養親族 6,800円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち 1人 11,800円 ・15歳以上22歳未満の加算 5,000円	同じ。		114,408千円	214,247円
住居手当	自ら居住するため等の住宅を購入又は借受けている職員に支給する。	・持家 7,400円 ・借家 10,600円	同じ。		45,074千円	84,407円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	・交通機関を利用の場合は55,000円を限度とし運賃相当額。 ・自動車等を使用の場合は距離に応じて2,200円～24,500円 ・併用の場合は55,000円を限度とし、両方を加算した金額。	同じ。		29,828千円	55,857円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時～翌日の午前5時まで勤務する職員に支給する。	勤務1時間当たりの給与額 ×100分の25 ×勤務時間（実働時間）	同じ。		19,185千円	35,926円
管理職手当 （国では俸給の特別調整額）	管理又は監督の地位にある者に支給する。	職位に応じて、 77,300円～116,000円	同じ。		18,051千円	33,802円

(5) 病院事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 平成22年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成23年度	37,085,117 千円	635,863 千円	11,139,030 千円	30.0 %	30.4 %

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B / A	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成23年度	1,226人	4,435,978 千円	2,914,789 千円	1,768,667 千円	9,119,434 千円	7,438 千円	7,507 千円

(注) 職員手当には退職給与金を含みません。

イ 特記事項

なし

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成24年4月1日現在)

	職種	平均年齢	基本給	平均月収額
病院事業	医師	42.2歳	522,972円	1,301,456円
	看護師	36.1歳	313,649円	523,901円
	事務職員	41.2歳	390,901円	729,907円
政都 令市 指平 定均	医師	43.4歳	558,903円	1,379,925円
	看護師	37.7歳	304,549円	497,892円
	事務職員	43.6歳	386,443円	629,225円

(注1) 基本給は、「給料」「扶養手当」「地域手当」の合算額です。

(注2) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

病院事業		普通会計関係	
1人当たり平均支給額(平成23年度)		1人当たり平均支給額(平成23年度)	
1,443,810円		1,548,692円	
(平成23年度支給割合)		(平成23年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.35月分	2.60月分	1.35月分
(1.45月分)	(0.65月分)	(1.45月分)	(0.65月分)
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
・役職加算 5~20%		・役職加算 5~20%	
・管理職加算 管理職手当の月額		・管理職加算 管理職手当の月額又は給料月額の10~15%に相当する額	

(注1) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

イ 退職手当(平成24年4月1日現在)

区分	病院事業		普通会計関係		
	自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・勸奨	
支給率	勤続20年	21.5月	33.00月	21.5月	33.00月
	勤続25年	33.5月	45.50月	33.5月	45.50月
	勤続35年	47.75月	59.28月	47.75月	59.28月
	最高限度額	59.28月	59.28月	59.28月	59.28月
定年前早期退職者に対する加算措置	退職時給料月額を2~20%加算する。		退職時給料月額を2~20%加算する。		
定年・勸奨退職した職員一人当たりの平均支給額	平成23年度 2,769万円		平成23年度 2,601万円		

(注1) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

ウ 地域手当(平成24年4月1日現在)

支給実績(平成23年度決算)		574,128千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)		468,293円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
川崎市	12%(医師以外)	1051人	12%
	15%(医師、 歯科医師)	176人	

工 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給総額（平成23年度決算）		362,596千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）		428,601円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成23年度）		69.0%	
手当の種類（手当数）		5種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医務等従事手当	(1) 病院に勤務する助産師及び看護師(准看護師を含む。以下同じ。)		月額8,000円
	(2) 病院に勤務する栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、マッサージ師及び視能訓練士並びに社会福祉職及び心理職のうち医療社会事業の業務に従事する職員		月額2,000円
夜間看護手当	病院に勤務する助産師及び看護師	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したとき。	勤務1回につき 3,600円～7,200円
感染症病原体接触手当	医師	感染症病棟患者の診療の業務又は感染症の病原体により汚染され、又は汚染された疑いがある検体の試験若しくは検査の業務	従事した日1日につき 140円 ただし、1回の勤務が2暦日にわたる場合のうち従事した日の勤務時間が2時間未満のときは、支給しない
	看護師	感染症病棟患者の看護業務	
	臨床検査技師	感染症の病原体により汚染され、又は汚染された疑いがある検体の試験若しくは検査の業務又は当該試験若しくは検査において使用した器具の洗浄の業務	
	臨床工学技士	感染症病棟患者の診療等に使用する生命管理維持装置の操作等の業務	
	ハウスキーパー及び用務員	感染症の病原体により汚染され、若しくは汚染された疑いがある検体の試験若しくは検査において使用した器具の洗浄の業務又は感染症病棟内の清掃若しくは感染症病棟患者の着衣類若しくは汚物の消毒の業務	
精神病患者等入院業務手当	精神病患者等の入院のための移送業務に従事する者	精神病患者等の入院ための移送業務	1件につき140円
放射線接触手当	放射線を人体に照射する業務等に従事する者	放射線を人体に照射する業務等	従事した日1日につき 250円。 ただし、1回の勤務が2暦日にわたる場合のうち従事した日の勤務時間が2時間未満のときは、支給しない。

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成23年度決算）	1,164,796千円
職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	937,084円
支給実績（平成22年度決算）	1,157,228千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	939,309円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 (平成23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成23年度決算)
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難と認められる職で川崎市病院局企業職員初任給調整手当支給規程に定める者に支給する。	208,900円の範囲内	同じ。		364,142千円	2,167,510円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 15,300円 ・他の扶養親族 6,800円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち 1人 11,800円 ・15歳以上22歳未満の加算 5,000円 	同じ。		70,041千円	232,695円
住居手当	自ら居住するため等の住宅を購入又は借受けている職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> ・持家 7,400円 ・借家 10,600円 	同じ。		77,322千円	102,685円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関を利用の場合は55,000円を限度とし運賃相当額。 ・自動車等を使用の場合は距離に応じて2,200円～24,500円 ・併用の場合は55,000円を限度とし、両方を加算した金額。 	同じ。		120,405千円	145,769円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給する。	勤務1時間当たりの給与額×100分の25×勤務時間（実働時間）	同じ。		123,390千円	168,565円
宿日直手当	宿日直をした場合に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務1回につき 6,000円 ・5時間以下の勤務は 3,000円 	同じ。		7,215千円	189,868円
管理職手当 (国では俸給の特別調整額)	管理又は監督の地位にある者に支給する。	職位に応じて、76,900円～145,100円	同じ。		55,294千円	1,128,441円

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 (平成23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成23年度決算)
管理職員 特別勤務 手当	管理職手当の支給を受けている職員が、週休日等に臨時又は緊急の必要等により勤務した場合に支給する。	役職・勤務時間等に応じて8,000円～12,000円（ただし、勤務時間が4時間以下の場合はその金額に100分の50を、6時間を超える場合は100分の150を乗じて得た額）	同じ。		0千円	0円